

# 令和3年度決算検査報告の概要

令和5年1月25日(水)  
会計検査院 第2局 業績検査計画官  
吉田裕治

# 検査結果の概要

## 検査報告掲記事項

	令和3年度決算検査報告		令和2年度決算検査報告	
	掲記件数	指摘金額	掲記件数	指摘金額
不当事項	265 件	104 億円	157 件	66 億円
意見表示・処置要求事項	19 件	327 億円	15 件	204 億円
処置済事項	22 件	23 億円	20 件	1837 億円
特記事項	—	—	—	—
<b>指摘事項 計</b>	<b>306 件</b>	<b>455 億円</b>	<b>192 件</b>	<b>2108 億円</b>
随時報告	1 件	—	2 件	—
国会要請	1 件	—	5 件	—
特定検査状況	2 件	—	11 件	—
<b>合計</b>	<b>310 件</b>	<b>455 億円</b>	<b>210 件</b>	<b>2108 億円</b>

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てているため、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

## 掲記件数、指摘金額の推移

年度	掲記件数 (注)	指摘金額
平成 24	630 件	4907 億円
25	595 件	2831 億円
26	570 件	1568 億円
27	455 件	1 兆 2189 億円
28	423 件	874 億円
29	374 件	1156 億円
30	335 件	1002 億円
令和 元	248 件	297 億円
2	210 件	2108 億円
3	<b>310 件</b>	<b>455 億円</b>

(注) 掲記件数には、「国会及び内閣に対する報告（随時報告）」、「国会からの検査要請事項に関する報告」及び「特定検査対象に関する検査状況」の件数も含まれている。

## 指摘金額

指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等です。

なお、検査報告の指摘金額の総額については、「無駄遣いの総額」などと言われることがあります。上記のように様々な事態を指摘していることから、会計検査院では指摘事項を説明する際に「無駄遣い」という表現を用いておりません。

## 背景金額

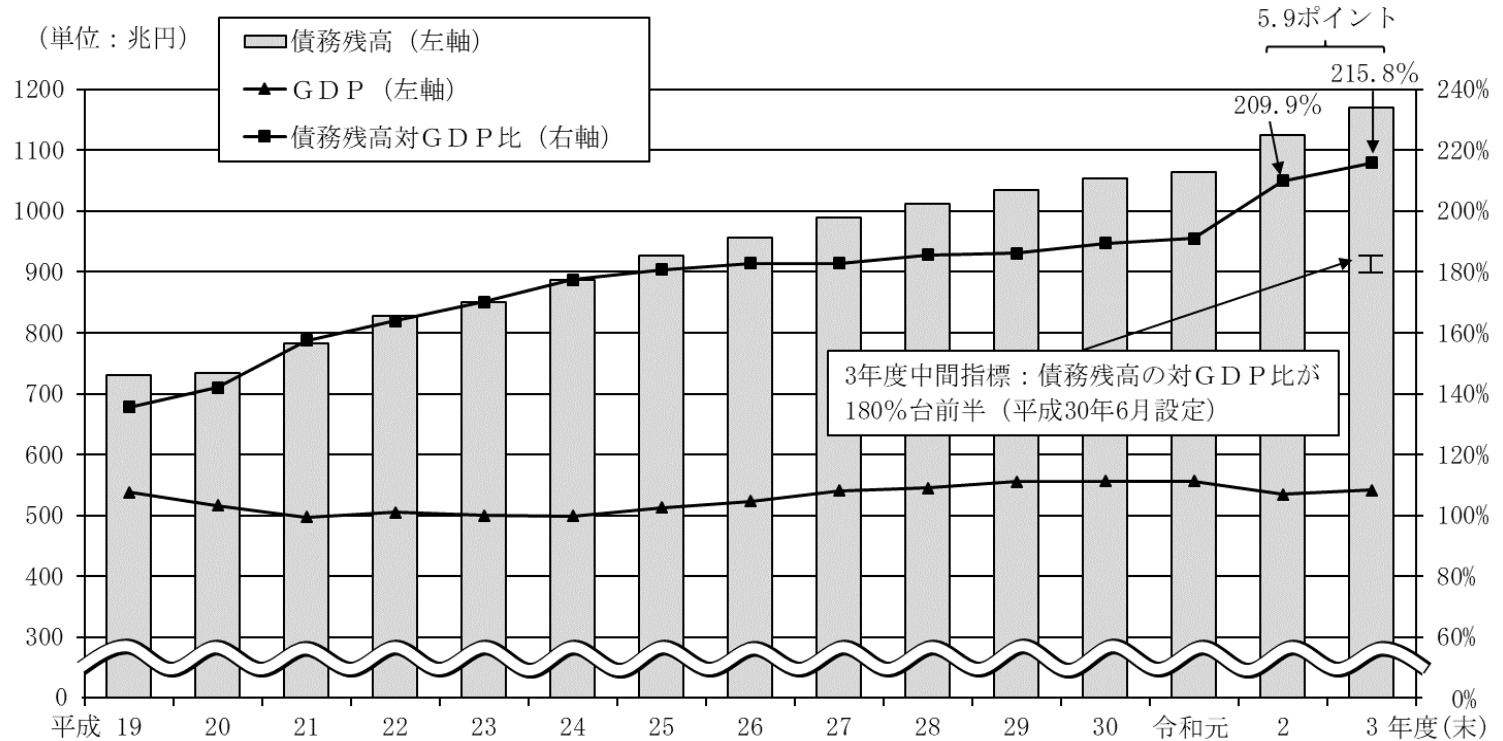
背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、「指摘金額」を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示したものです。

なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていません。

# 令和3年度 国の財政の現状等

目標：債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す

債務残高と  
債務残高対GDP比の推移



注(1) 債務残高及び債務残高対GDP (名目GDP) 比は、令和4年7月に公表された内閣府試算による。

注(2) GDPは、令和4年9月に公表された内閣府「2022年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値 (平成27年基準)」による。

注(3) 「3年度中間指標」は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において設定された「進捗を管理するためのメルクマール」である。

- 1 新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関する検査
- 2 社会保障に関する検査
- 3 国民生活の安全性の確保に関する検査
- 4 情報通信（IT）に関する検査
- 5 制度・事業の効果等に関する検査
- 6 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関する検査
- 7 資産、基金等のストックに関する検査

これら国民の関心の高い事項等について、多角的な観点から検査を行っている。

## 1 新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関する検査

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等(481ページ) ①
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施(387ページ) ②
- ・病床確保事業における交付金の過大交付(135ページ) ③
- ・雇用調整助成金等及び休業支援金等の事後確認(179ページ) ④
- ・Go To Eat キャンペーンに係る委託費の算定(216ページ)
- ・Go To トラベル事業における取消料対応費用等の支払(324ページ)
- ・高収益作物次期作支援交付金事業の実施(235ページ)

( ) 内は令和3年度決算検査報告のページ箇所  
右側の○数字は後掲の事例の番号(以下同じ)

## 2 社会保障に関する検査

- ・ 障害児通所支援事業所における児童指導員等加配加算の算定(173ページ)
- ・ 雇用調整助成金に係る支給額の算定方法(188ページ)
- ・ 代理人等が関与した不正受給の有無についての確認 (206ページ) ⑤
- ・ 厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの(123ページ)
- ・ 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの(126ページ)
- ・ 生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの(153ページ)
- ・ 介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(162ページ)

( ) 内は令和3年度決算検査報告のページ箇所



### 3 国民生活の安全性の確保に関する検査

- ・ 社会福祉施設等に整備する非常用設備等の耐震性(200ページ)
- ・ シールドトンネル工事の実施に当たり、設計が適切でなかったためジェットファンを取り付けることができず、工事の目的を達していなかったもの(297ページ)
- ・ 河川構造物と一体的に建設された建物の耐震診断による、耐震性能の確保等の検討(341ページ)
- ・ 防雪柵の設計が適切でなかったもの(308ページ) ⑥
- ・ 鋼製階段の設計が適切でなかったもの(363ページ)

( ) 内は令和3年度決算検査報告のページ箇所

## 4 情報通信（IT）に関する検査

- ・ モバイルWi-Fiルーター等の使用状況(99ページ)
- ・ 生活保護業務における情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会の実施状況(195ページ) ⑦
- ・ DRシステムの活用(51ページ) ⑧
- ・ 陸自指揮システム用の端末等の使用状況(365ページ)

( ) 内は令和3年度決算検査報告のページ箇所

## 5 制度・事業の効果等に関する検査

- ・ 国営更新事業に係る附帯施設の機能保全計画の策定状況等の把握等(261ページ) ⑨
- ・ 離島漁業再生事業の所得要件の該当性及び目標の達成状況の確認等(270ページ)
- ・ 農林水産分野における T P P 等関連政策大綱に基づく施策の実施状況等(471ページ)
- ・ 高速道路に設置された自動軸重計の計測結果の違反事業者に対する指導取締りへの活用(436ページ)
- ・ 証券化支援事業における住宅ローン債権に係る融資対象住宅の融資後の状況の把握等(444ページ)

( ) 内は令和3年度決算検査報告のページ箇所

## 6 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関する検査

- ・ 刑事施設における繰越予算の執行(63ページ)
- ・ 環境調査研修所の管理及び運営の業務に係る請負契約(354ページ) ⑩
- ・ 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）における生化学検査等の業務に係る契約  
(414ページ)
- ・ 給食業務等の部外委託の積算(376ページ) ⑪
- ・ 随意契約により契約の相手方を決定する際の契約手続(453ページ) ⑫

( ) 内は令和3年度決算検査報告のページ箇所

## 7 資産、基金等のストックに関する検査

- ・資源循環施設の整備に当たり設置する必要のない汚泥量調整機構を設置(229ページ)
- ・林業・木材産業改善資金貸付事業の運営(247ページ)
- ・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が管理している取戻しが見込まれない  
鉍害賠償積立金の取扱い(288ページ)
- ・特定地域中小企業特別資金事業に係る貸付金の規模(426ページ) ⑬

( ) 内は令和3年度決算検査報告のページ箇所

検査の  
背景

- ✓ 政府は、多額の予算を計上して、新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種事業（コロナ関連事業）を実施してきた
- ✓ 新型コロナウイルス感染症対策に係る対応策、対策等に係る予算額の合計は、次のとおり
  - －令和元年度 4564億円
  - －2年度 76兆6974億円
  - －3年度 36兆9589億円
  - －計 114兆1129億円

検査の  
状況

- ✓ 元年度から3年度までのコロナ関連事業1,529事業のうち予算の執行が区分して管理されていた1,367事業の予算の執行状況を分析
- ✓ **<3年度コロナ関連事業（586事業）に係る予算の執行状況>**  
3年度の予算現額は50兆8735億円、支出済額は33兆8471億円、4年度への繰越額は13兆3254億円、不用額は3兆7009億円、執行率は66.5%となっていた
- ✓ **<元年度から3年度までのコロナ関連事業（1,367事業）に係る予算を通算した執行状況>**  
元年度から3年度までの3年間の**予算総額**（各年度の予算現額の重複を控除した総額）は**94兆4920億円**と多額になっており、そのうち3年度から4年度へ繰り越した額も**13兆3254億円**と多額となっている状況
- ✓ **<2年度に概算払をした補助金等に係る精算及び余剰額の状況>**  
3年5月1日から4年4月30日までの間に精算が完了した概算払額は3兆4460億円で、このうち**余剰額は4788億円**これらは2年度のコロナ関連事業の支出済額として計上されたが、4788億円は**最終的にコロナ関連事業の実施に充てられていなかったもの**
- ✓ **<各府省等におけるコロナ関連事業に係る予算の執行等に関する情報提供の状況>**  
内閣府が取りまとめた資料において各府省等の主な事業の支出済額については公表されるなどしていたが、**繰越額及び不用額については、特段、公表すべき基準等がないことなどから、厚生労働省の1事業以外にはコロナ関連事業と分かる形で公表されていなかった**

## 所見

- ✓ 各府省等は、多額に執行されているコロナ関連事業に係る予算の執行状況等に関して、予算の執行状況を示す基本的な情報である支出済額、繰越額及び不用額並びに補助金等の余剰額について分かりやすく情報を提供すること

# ①新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等（特定）

各府省等

多くの事業が予算の執行を区分して管理されていたことから、これらの事業について予算執行の状況を整理して分析した

## 令和3年度コロナ関連事業に係る予算の執行状況

(単位：事業、億円、%)

事業数	令和2年度からの繰越額		予算現額	支出済額	4年度への繰越額	不用額	執行率
	令和2年度からの繰越額	令和2年度からの繰越額					
586	22兆3256	50兆8735	33兆8471	13兆3254	3兆7009	66.5	

## 元年度から3年度までのコロナ関連事業に係る予算を通算した執行状況

(単位：事業、億円、%)

経費項目	事業数	予算総額	支出済額	執行率	4年度への繰越額	不用額	不用率
新型コロナウイルス感染症防止策	533	18兆6564	15兆8855	85.1	2兆1057	6650	3.5
経済・雇用対策	641	60兆2710	50兆7807	84.2	5兆5174	3兆9728	6.5
国際協力	186	3883	3883	99.9	—	0	0.0
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	7	15兆1761	9兆4375	62.1	5兆7021	364	0.2
計	1,367	94兆4920	76兆4921	80.9	13兆3254	4兆6744	4.9

事業別の予算の執行状況	年度	実施府省等名	事業名	予算総額	支出済額	4年度への繰越額	不用額	執行率	不用率
支出済額が最も大きい事業	2	総務省	特別定額給付金給付事業	12兆8802	12兆7723	—	1079	99.1	
執行率が最も低い事業	3	経済産業省	事業復活支援金	2兆7914	5295	2兆2619	—	18.9	
繰越額が最も大きい事業	2、3	内閣府、総務省	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	15兆1759	9兆4374	5兆7021	364		
不用額が最も大きい事業	2、3	国土交通省	Go To トラベル事業	1兆9615	8639	3232	7743		39.4
不用率が最も高い事業	元	厚生労働省	新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等	1556	1	—	1554		99.9

※斜線部分は、検査報告においては計数の記載がないものである

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和3年度決算検査報告pp.481-509を参照

# ①新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等（特定）

各府省等

## 2年度に概算払をした補助金等に係る精算及び余剰額の状況

支出済額が100億円以上で3年5月から4年4月までの間に精算が完了したもの（単位：事業、億円）

事業数	概算払額	左のうち確定した交付額等	同余剰額
16	3兆4460	2兆9672	4788

- ・ 概算払をした補助金等の精算が翌年度の4月30日までに完了しなかった場合、交付先等において最終的に使われなかった余剰額は当年度の予算に戻入することができず、決算においては当年度の支出済額に含まれて計上
- ・ 上表の概算払額は、決算においては2年度のコロナ関連事業の支出済額として計上されていたが、余剰額は、**最終的にコロナ関連事業の実施に充てられていなかったものであり**、決算だけでは実質的な執行額が把握できない状態
- ・ なお、余剰額は全額が国庫に返納されており、3年度又は4年度の歳入に計上

## 各府省等におけるコロナ関連事業に係る予算の執行等に関する情報提供の状況

- ・ 内閣府の「経済財政諮問会議」の会議資料の中で、各府省等の主な事業の支出済額については公表  
**繰越額及び不用額については、厚生労働省の1事業以外には、コロナ関連事業と分かる形で公表されていなかった**

### 所見

各府省等は、多額に執行されているコロナ関連事業に係る予算の執行状況等に関して、予算の執行状況を示す基本的な情報である**支出済額、繰越額及び不用額並びに補助金等の余剰額について分かりやすく情報を提供すること**



## ②新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施 (意見表示・処置要求)

内閣府本府、総務本省  
7億3061万円(指摘金額)  
2兆7311億1621万円(背景金額)

### 事業の概要

- ✓ 地方公共団体が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（実施計画）に基づく交付対象事業に要する費用に対し、国が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ交付金）を交付
- ✓ 交付対象事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業。原則としてコロナ交付金の使途に制限はない
- ✓ コロナ交付金は地方単独事業にも充当でき、地方単独事業には、商品券等の配布事業、信用保証料の補助等事業、水道料金等の減免事業、持続化給付金の上乗せ事業のように様々なものがある
- ✓ 地方公共団体は、事業終了後に、交付金事業の実施状況及びその効果について、アンケート調査等の適切な方法により効果を測定し（効果検証）、結果を公表するよう要請されている

### 検査の結果

- ✓ 24都道府県及び965市区町村の2年度の実施計画における交付金事業を検査
- ✓ **商品券等の配布事業**において、30市区町村で使用期限経過後の商品券等に係る**未換金相当額等**6893万円が事務委託等した**商工会等に滞留**（交付金充当額6695万円）など
- ✓ **信用保証料の補助等事業**において、3県及び82市区町村で保証対象の債務に係る繰上償還に伴い返金されるなどした**過払分返金額**5億6294万円が**地方公共団体に滞留**（交付金相当額5億4750万円）
- ✓ **水道料金等の減免事業**において、84市町村で**公的機関の利用に係る水道料金等の減免額**1億2257万円に**コロナ交付金が充当**（交付金充当額1億1616万円）
- ✓ **持続化給付金の上乗せ事業**において、不正受給等により持続化給付金の給付に係る贈与契約が解除された場合に、コロナ交付金を充当した上乗せ分について**給付の要件を満たすか確認が困難**
- ✓ **21都道府県及び738市区町村が、交付金事業の検証結果を未公表**。このうち17道県及び541市区町村は**効果検証を実施せず**、4都府県及び197市区町村は効果検証を実施していたものの**検証結果が未公表**

### 表示する意見等

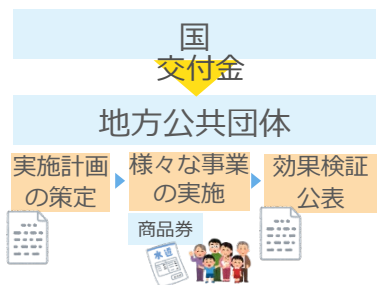
- ✓ 内閣府において、商品券等の配布事業について、商工会等に滞留した使用期限経過後の未換金相当額等にコロナ交付金を充当しない取扱いとすることなどとして、地方公共団体に対して周知すること
- ✓ 内閣府において、水道料金等の減免事業について、公的機関の利用に係る水道料金等は、原則として、減免の対象とはならないことを地方公共団体に示すなどの方策を検討することなど
- ✓ 内閣府において、効果検証の方法を地方公共団体に対して周知する方策を検討すること、効果検証の趣旨に沿った適切な方法により、速やかに効果検証を実施して検証結果を公表するよう周知すること

など

## ②新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施 (意見表示・処置要求)

内閣府本府、総務本省  
7億3061万円(指摘金額)  
2兆7311億1621万円(背景金額)

### 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ交付金）の概要

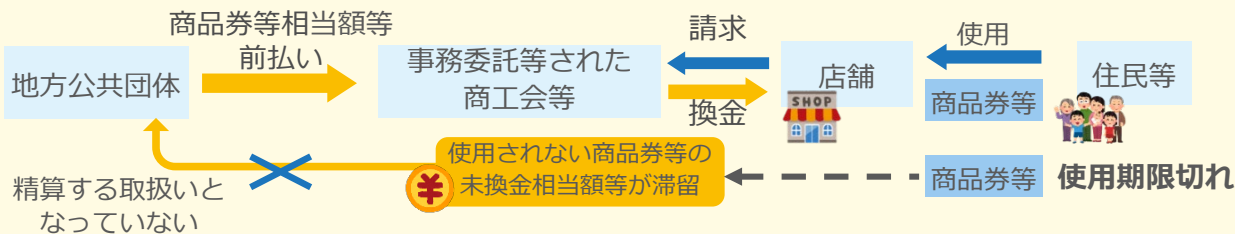


- 地方公共団体が作成した実施計画に基づく交付対象事業に要する費用に対し、国が交付金を交付
- 交付対象事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業
- 原則としてコロナ交付金の使途に制限はなく、地方単独事業にも充当でき、実施計画に記載された交付対象事業の内容は多岐にわたる
- 地方公共団体は、事業終了後に、交付金事業の実施状況及びその効果について、アンケート調査その他の適切な方法により効果を測定し、結果を公表するよう要請されている

### 検査の結果

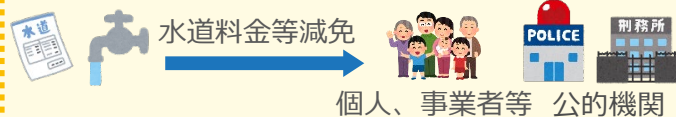
#### <商品券等の配布事業>

- 生活支援や消費喚起等のため地域限定商品券等を無償配布する事業
- 30市区町村で、期限までに使用されなかった商品券等の未換金相当額等を精算する取扱いがなく、商工会等に**6893万円が滞留**（交付金充当額6695万円）  
→ **コロナ交付金が十分に活用されていない状況**
- 57市区町村は、商工会等と取扱店舗との間の換金額を把握せず（背景金額12億9452万円）



#### <水道料金等の減免事業>

検査した293市町村のうち、84市町村で、管内の**全ての契約者の水道料金等を減免**



コロナ交付金を**公的機関**の水道料金等の減免にも充当（交付金充当額1億1616万円）

→ 「生活に困っている世帯や個人への支援」等に該当する事業としたが、市民生活や地域経済の支援等の目的に沿わず

#### 要求する処置

事務委託等した商工会等に滞留した使用期限経過後の商品券等に係る未換金相当額等に交付金を充当しない取扱いとし、商品券等の換金額を把握することなどとした上で、地方公共団体に周知（内閣府）

#### 表示する意見

公的機関の利用に係る水道料金等は、原則として、減免の対象とはならないことを地方公共団体に示すなどの方策を検討するなど（内閣府）

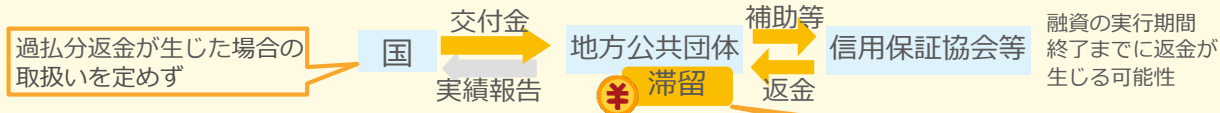
## ②新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施 (意見表示・処置要求)

内閣府本府、総務本省  
7億3061万円(指摘金額)  
2兆7311億1621万円(背景金額)

### 検査の結果

#### <信用保証料の補助等事業>

- 融資を受けた中小企業の信用保証料を地方公共団体が補助するなどの事業
- 中小企業等が保証対象債務を繰上償還して信用保証料が過払いとなっているなどの場合、補助等の過払分は地方公共団体に返金



3県及び82市区町村で、国への実績報告において過払分返金額が補助対象事業費から除かれることなく交付金の額が確定し、5億6294万円(交付金充当額5億4750万円)が滞留

交付金担当部局は、過払分返金が生ずる認識がなかったり、返金額を把握していなかったりした

#### <持続化給付金の上乗せ事業>

- 不正受給等により持続化給付金の給付に係る贈与契約が解除されるなどした場合、上乗せ分の給付の要件を満たさなくなる
- 5道県及び86市町村は、受給者の個人情報の提供につき受給者本人から同意を得ていなかったため、中小企業庁等から受給者の個人情報の提供を受けることができず、上乗せ分の給付が要件を満たすものであるか確認することが困難

(背景金額321億0232万円)

#### <効果検証>

24都道府県及び965市区町村における令和2年度の実施計画の交付金事業の効果検証の実施状況及び検証結果の公表状況(4年3月末時点)をみたところ、**21都道府県及び738市区町村が、交付金事業の検証結果を未公表**

- 4都道府県及び197市区町村 効果検証は実施したが検証結果を公表せず
- 17道県及び541市区町村 効果検証を実施せず

(背景金額2兆6977億1937万円)

#### 要求する処置

- 繰上償還等により過払分返金が生ずることがあることと、その場合の取扱いを周知(内閣府)
- 地方公共団体が過払分返金額等を把握し、補助対象事業費から除いて実績報告を行うなどの仕組みを整備(総務省)

#### 要求する処置

国の補助金等の交付を要件とした独自の補助金等を交付する際には、個人情報の提供につき本人から同意を得る体制を整備することについて助言(内閣府)

#### 表示する意見

効果検証の方法を地方公共団体に対して周知する方策を検討、また、効果検証の趣旨に沿った適切な方法により、速やかに効果検証を実施して検証結果を公表するよう周知(内閣府)

## ③病床確保事業における交付金の過大交付（不当事項）

## 事業の概要

- ✓ 厚生労働省は、都道府県を通じて、**新型コロナウイルス感染症患者等の受入れのために病床を確保した医療機関**に対して**病床確保事業に係る交付金を交付**
- ✓ 病床確保事業の対象となる病床は、
  - ①新型コロナウイルス感染症患者等を入院させるために確保した病床（確保病床）のうち空床となっている病床
    - ⇒患者の入院期間中であって空床でない日は病床確保事業の対象外（入院料等の診療報酬の支払対象となるため）
  - ②新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるために休止した病床（休止病床）
- ✓ 病床確保料の上限額は、**医療機関の種別、病床区分（例えば確保病床は、ICU、HCU、その他病床）ごとに1日1床当たりの額が定められている**
- ✓ 交付金の交付額は、**1日1床当たりの病床確保料の上限額に、コロナ患者等を受け入れるために空床や休止病床としていた延べ病床数を乗ずる**などして算定
- ✓ 都道府県は、医療機関から提出を受けた事業実績報告書等の内容を審査して厚生労働省へ提出

## 検査の結果

- ✓ 13都道府県及び令和2年度に都道府県を通じて交付金の交付を受けた**106医療機関**（事業主体）を**検査**
- ✓ 患者が入院していて**病床確保事業の対象とならない入院期間中の病床数を延べ病床数に計上していたため**交付金が過大に交付されていた
 

（9都道府県 32医療機関 24億866万円）
- ✓ 病床区分を誤って1日1床当たりの**単価がより高額な病床区分（HCU病床）の病床確保料を適用したため**交付金が過大に交付されていた
 

（3都県 4医療機関 31億52万円）

## 発生原因

- ✓ 医療機関において、
  - ①**制度の理解が十分でなかった**
  - ②**病床確保事業の対象となる延べ病床数の確認が十分でなかった**
- ✓ 都道府県において、**医療機関から提出された事業実績報告書等の審査が十分でなかった**
- ✓ 厚生労働省において、**都道府県に対する指導が十分でなかった**

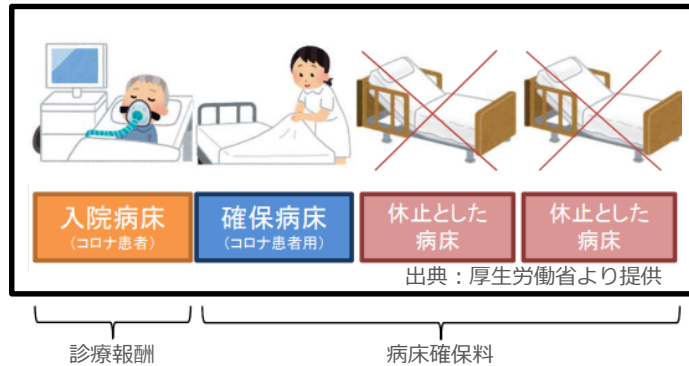


## ③病床確保事業における交付金の過大交付（不当事項）

## 病床確保事業の概要

(病床確保事業の対象となる病床)

- ① コロナ患者等を入院させるために確保した病床のうち空床となっている病床
- ② コロナ患者等を受け入れるために休止した病床



患者の入院期間中は入院料等の診療報酬の支払対象となるため、病床確保事業の対象とならない

(病床確保料の上限額)

病床確保料は医療機関の種別、病床区分ごとに1日1床当たりの上限額が定められている

※医療機関の種別は重点医療機関等の4種別、病床区分は確保病床については3区分、休止病床については4区分

(単位：円/日・床)

病床区分		重点医療機関	
		特定機能病院等	一般病院
確保病床	ICU病床	436,000円	301,000円
	HCU病床	211,000円	211,000円
	その他病床	74,000円	71,000円

## 検査の結果

延べ病床数を過大に計上したもの

(9都道府県 32医療機関 24億866万円)

(例) 病床確保事業の対象とならない患者の入院期間中に係る病床数(退院日に係る病床数)を延べ病床数に計上していた

6月19日	6月20日	~	6月27日
入院		退院	

対象外

延べ病床数に計上

退院日当日は、入院料等の診療報酬の支払対象となることから、病床確保事業の対象とならない

適用する病床区分を誤ったもの

(3都県 4医療機関 31億52万円)

その他病床の病床確保料の単価(71,000円/日)を適用すべき病床に対してHCU病床の病床確保料の単価(211,000円/日)を適用していた

(例)

HCU病床に該当するとしていた病床について、看護師の配置状況等を確認した結果、HCUの施設基準に適合していない病床が見受けられた

- ・HCU病床を50床と報告 ⇒ 実際は16床のみが適合
- ・HCU病床を100床と報告 ⇒ 実際は28床のみが適合

### 厚生労働省による事後確認の概要等

- ✓ 厚生労働省は、雇用調整助成金等及び休業支援金等の支給の迅速化のために支給決定の際に行う審査（事前審査）の迅速化等を行う一方で、適切な支給を確保するために、支給後に不正受給の有無等の確認（事後確認）に取り組む
- ✓ 厚生労働本省は、不正受給への対応を強化するために、各労働局に対し、令和3年10月、雇用調整助成金等の支給を受けた事業主の事業所を訪問して行う**実地調査**に取り組むことなどとする通知を発出

### 検査の結果

- ✓ 労働局が実地調査を実施できる対象には限りがあるなどの事情を踏まえつつ、事後確認が適切に実施されているかなどに着眼して、2、3両年度に支給決定された雇用調整助成金等及び休業支援金等を対象として検査
- ✓ **データが十分に活用されておらず、雇用調整助成金等と休業支援金等を重複して支給している事態（重複支給）の有無に関する事後確認が適切に行われていない**等（指摘金額1億6133万円）
- ✓ **データが十分に活用されておらず、休業支援金等について二重に支給している事態（二重支給）の有無に関する事後確認が行われていない**等（同2271万円）
- ✓ **実地調査の対象とする事業主の範囲がリスクの所在等を踏まえて設定されておらず、対象範囲外の事業主に雇用調整助成金等の不正受給が見受けられている**（同1億3315万円）

### 要求する処置

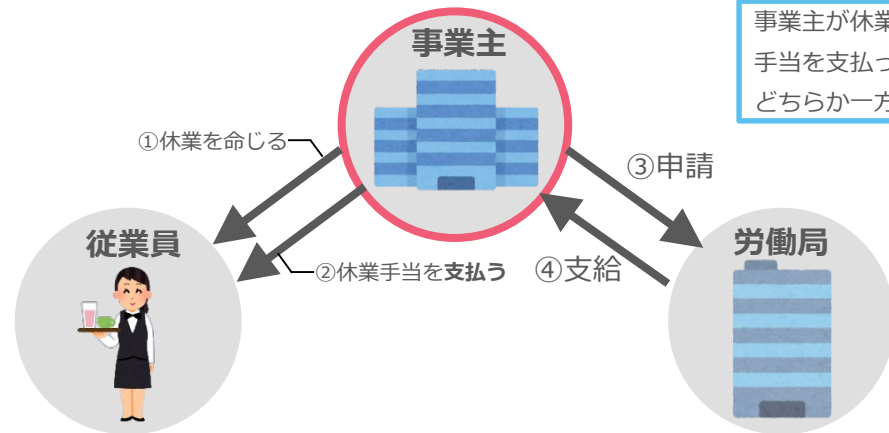
- ✓ **保有するデータを活用するなどして重複支給の有無を事後確認**することなどとして、それらの具体的な方法を策定すること等
- ✓ **保有するデータを活用するなどして二重支給の有無を事後確認**することとして、その具体的な方法を策定すること等
- ✓ **リスクの所在等に十分に留意して実地調査の対象とする事業主の範囲を設定**することとする見直しを行い、リスクの程度を適切に評価することにより付した優先度に基づき実地調査の対象とする事業主を選定することとして、その具体的な方法を策定すること

# ④雇用調整助成金等及び休業支援金等の事後確認（処置要求）

厚生労働本省、33労働局

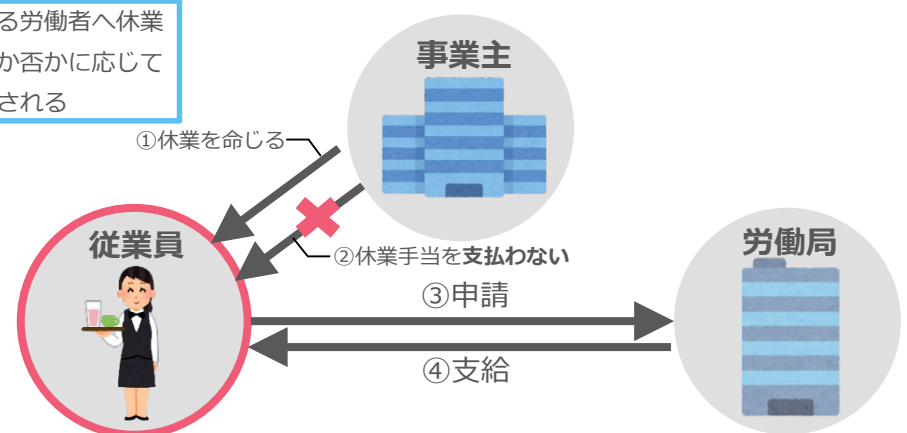
3億1719万円(指摘金額)

## 雇用調整助成金等の概要



雇用保険被保険者 ⇒ 雇用調整助成金  
 雇用保険被保険者以外 ⇒ 緊急雇用安定助成金

## 休業支援金等の概要



雇用保険被保険者 ⇒ 休業支援金  
 雇用保険被保険者以外 ⇒ 休業給付金

## 厚生労働省による事後確認の取組状況

新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の急速な縮小等

労働者の雇用を維持するために、雇用調整助成金等や休業支援金等の迅速な支給が求められた  
 ⇒原則、2週間以内の支給を目指す

そのために・・・

- ・ 申請書類の簡素化
- ・ 審査の迅速化
- ・ 労働局における業務体制の構築 等

支給時の確認に制約  
 ↓  
 不正受給に対応するためには事後確認が重要

そこで、厚生労働省による事後確認の取組をみると・・・

### 【厚生労働省による事後確認の取組状況】

1. 重複支給については・・・
  - 休業支援金等の不正受給が疑われる場合には確認することとしている
  - 支給データを活用した事後確認は行っていない
2. 二重支給については・・・
  - 支給データを活用した事後確認は行っていない
3. 実地調査については・・・
  - 選定リストを作成して、選定リストの中から実地調査を行う事業主を選定
  - 選定リストには、事前審査時に疑義が見受けられた事業主や不正受給に関する情報提供等があった事業主を掲載することになっている

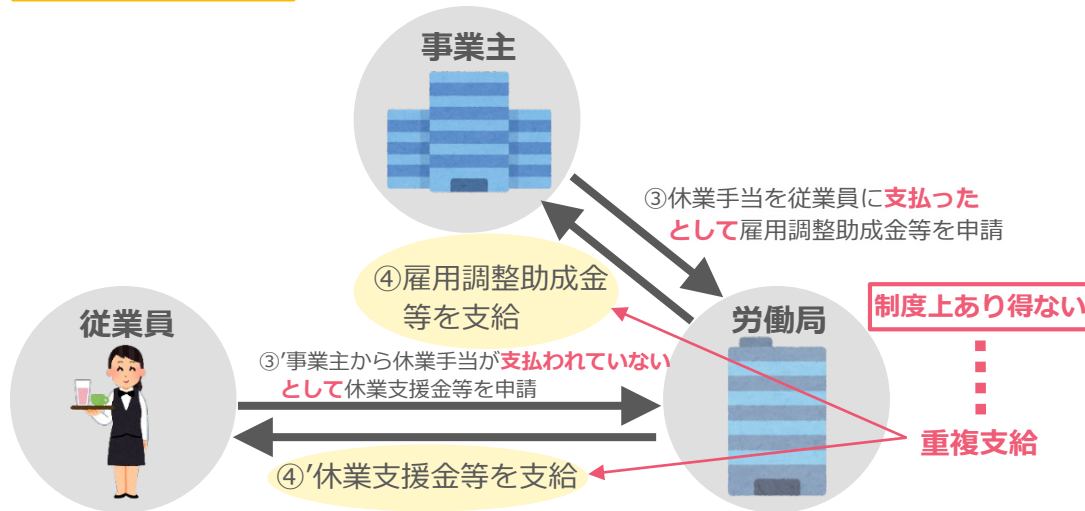
## ④雇用調整助成金等及び休業支援金等の事後確認（処置要求）

厚生労働本省、33労働局

3億1719万円(指摘金額)

### 検査の結果（1）

データが十分に活用されておらず、重複支給の有無に関する事後確認が適切に行われていないなどの事態



厚生労働省が保有するデータの分析により  
重複支給の可能性のあるものを抽出可能

↓

本院が実際にデータを分析

その結果、1億0017万円の重複支給

また、重複支給と関連して別に

- 雇用調整助成金等の不正受給5277万円
- 休業支援金等の不正受給838万円

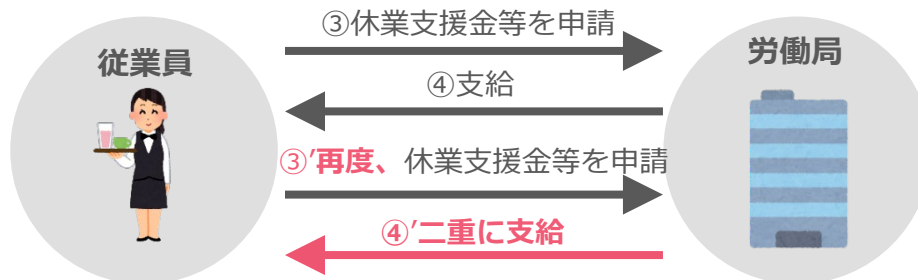
(指摘金額1億6133万円)

### 要求する処置

保有するデータを活用するなどして重複支給の有無を事後確認することなどとして、それらの具体的な方法を策定すること等

### 検査の結果（2）

データが十分に活用されておらず、休業支援金等について二重支給の有無に関する事後確認が行われていないなどの事態



厚生労働省が保有するデータの分析により  
二重支給の可能性のあるものを抽出可能

↓

本院が実際にデータを分析

その結果、2271万円の二重支給

(指摘金額2271万円)

### 要求する処置

保有するデータを活用するなどして二重支給の有無を事後確認することなどとして、その具体的な方法を策定すること等



## ⑤ 代理人等が関与した不正受給の有無についての確認（処置済）

### 制度の概要

- ✓ キャリアアップ助成金等は、キャリアアップに向けた取組を実施したり、労働者の職業能力開発に係る職業訓練を実施したりなどした事業主に対して、国が経費等を助成するもの
- ✓ **代理人等**は、事業主に代わってキャリアアップ助成金等の支給申請等手続を行うことができる者
- ✓ 労働局は、キャリアアップ助成金等について**不正受給であることが確定**して、支給決定の取消し等を行った場合には、事業所名、不正受給の内容等を**共働支援システム**に入力することにより**不正受給情報**として労働局間で共有
- ✓ このほか、**代理人等が不正受給に関与した事実が確定している場合には**、不正受給に関与した**代理人等の所在地、名称等の情報を共働支援システム**に入力することにより**不正受給情報**として労働局間で共有
- ✓ キャリアアップ助成金等の**新たな支給申請があった場合には**、**不正受給情報**に基づいて、不正受給に関与した代理人等が関与するものではないかなどの**確認を行うこと**となっている一方で、不正受給情報が共有された時点で**既に支給済みのキャリアアップ助成金等**については同様の**確認を行うこととはなっていない**

### 検査の結果

- ✓ 24労働局が平成29年度から令和3年度までの間に支給決定したキャリアアップ助成金等491,046件（支給額計3746億3956万円）を対象として検査
- ✓ 上記の24労働局に係る支給済みのキャリアアップ助成金等に関する支給データと代理人等の情報とを照合
- ✓ その結果、11労働局が支給した支給決定した**キャリアアップ助成金等65件**について、**不正受給情報に情報が記載されている代理人等が支給申請に関与**
- ✓ このうち、**過去の不正受給との類似点が多いなどの特徴を有する50件（支給額計6234万円）**を選定して、調査を求めた
- ✓ 令和4年7月末現在で、上記50件のうち、**28件（支給額計4548万円）**について調査結果が確定して、このうち、**22件（支給額計4300万円）が不正受給**
- ✓ 不正受給に関与した**代理人等は1法人**、当該代理人等による関与の下で**8事業主が支給申請**

### 当局の処置

- ✓ 厚生労働本省において、不正受給の有無の確認が適切に行われるよう、令和4年8月に、代理人等が関与した不正受給情報を各労働局が共有した場合に、その時点で**既に支給済みのキャリアアップ助成金等を対象として**、当該代理人等が関与した不正受給が行われていないかの**確認を適切に行うこと**として、その**具体的な方法を定めるとともに**、**労働局に対して通知**を発して、上記の確認を適切に行うよう周知徹底

## ⑤代理人等が関与した不正受給の有無についての確認（処置済）

キャリアアップ助成金等に係る  
支給の流れ

事業主

キャリアアップ計画の作成・提出

訓練等の実施

訓練終了日等の翌日から2か月以内に支給申請書に訓練実施状況報告書等を添付して労働局に提出する（上記の支給申請等手続は、**代理人等が代わって行うことができる**）

労働局が審査、支給決定等を行う

不正受給が判明した場合の  
労働局における対応

不正受給の確定、支給決定の取り消し等

不正受給に関する情報を共働支援システムに入力し、不正受給情報として労働局間で情報を共有

**新たなキャリアアップ助成金等の申請があった場合には、不正受給情報に基づいて、不正受給に関与した代理人等が関与するものではないかなどの確認を行う**

**※しかし、既に支給済みのキャリアアップ助成金等については確認を行うこととなっていない**

## 検査の結果

11労働局が支給決定した**キャリアアップ助成金等65件**について、**不正受給情報に情報が記載されている代理人等が支給申請に関与していたことが明らかになった**

過去の不正受給との類似点が多いなどの特徴を有する**50件（支給額計6234万円）**を選定して調査を求めた

令和4年7月末現在で、上記50件のうち**28件（支給額計4548万円）**について調査結果が確定して、このうち**22件（支給額計4300万円）**の**不正受給が判明した（不正受給に関与した代理人等は1法人）**

当  
局  
の  
処  
置

厚生労働本省において、不正受給の有無の確認が適切に行われるよう、令和4年8月に、代理人等が関与した不正受給情報を各労働局が共有した場合に、その時点で**既に支給済みのキャリアアップ助成金等を対象として、当該代理人等が関与した不正受給が行われていないかの確認を適切に行うこととして、その具体的な方法を定めるとともに、労働局に対して通知を発して、上記の確認を適切に行うよう周知徹底**

## ⑥防雪柵の設計が適切でなかったもの（不当事項）

## 事業の概要

- ✓ 岩手県は、花巻市の道の駅「はなまき西南」において、冬期に発生する吹雪から道の駅の利用者等を保護するために、社会資本整備総合交付金事業（道路）により防雪柵（延長68.0m）を設置
- ✓ 県及び市の施設管理において共通して必要な防雪柵の設置等に当たっては、両者で協定を締結した上で共同で実施
- ✓ 工事の設計及び施工については市が実施。県はこの設計及び施工について確認した上で、市に対して、協定で定めた負担割合に基づく工事費を支払い
- ✓ 市は、防雪柵の設計に当たり、製造メーカーから「道路吹雪対策マニュアル」（「マニュアル」）に基づいた設計計算書等の提出を受け、これを参考に4.0m間隔で建てた支柱の間に設置する高さ3.7mの防雪ネットが受ける風荷重に対して、奥行き0.5m、高さ0.9m～1.0mの断面のコンクリート製の基礎を防雪柵の**全延長にわたって設置すれば構造上安全**であると判断
- ✓ 市は、防雪柵を延長方向に側面から見た図である断面図やこれに対して直角に正面から見た図である縦断面図等の図面、工事施工に関する材料の形状、寸法、設計数量等を示した工事数量総括表等（これらを合わせて「設計図書」）を作成し、工事を発注

## 検査の結果

- ✓ 市は、工事数量総括表の作成に当たり**断面図を縦断面図と誤って認識**するなどしたことから、図面とは異なり、**全18本の支柱の根元部分のみ**に幅0.5m、奥行き0.5m、高さ0.9m又は1.0mのプレキャストコンクリート製の**基礎を計18基**設置することとし、**工事は誤った工事数量総括表に基づいて施工**
- ✓ 県は、防雪柵の基礎について、記載内容が**図面と異なっている誤った工事数量総括表に基づいて**施工されているのに、これらの**確認を十分に行わず**に設計図書どおり完了したとして、市に工事費を支払っていた
- ✓ 実際に設置されたプレキャストコンクリート製の基礎の形状及び寸法を用いて、改めてマニュアルに基づいて設計計算を行ったところ、転倒に対する安全率は、高さ0.9mの基礎の場合は0.200、高さ1.0mの基礎の場合は0.248 となり、いずれも**設計計算上安全とされる安全率1.2を大幅に下回っていた**

## 発生原因

- ✓ 市において設計図書を作成する際の確認が十分でなかったことにもよるが、県において市が作成した設計図書及び市が実施した施工の確認が十分でなかったことなど

## ⑥防雪柵の設計が適切でなかったもの（不当事項）

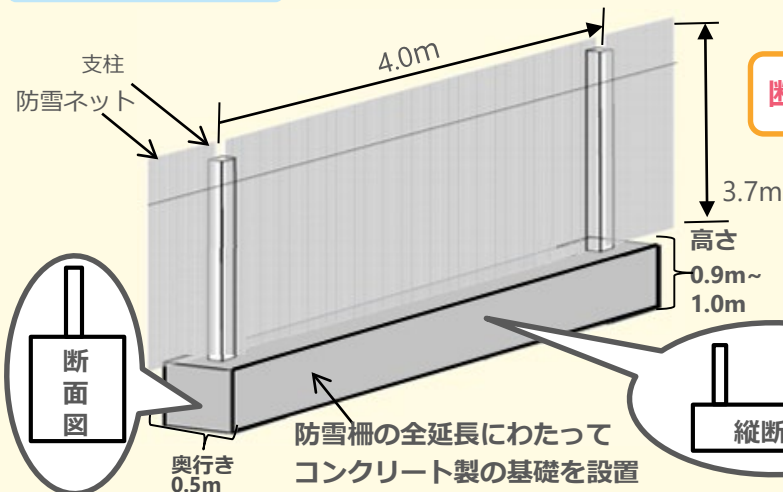
### 事業内容

- ・岩手県は、花巻市の道の駅「はなまき西南」において、冬期に発生する吹雪から道の駅の利用者等を保護するために、社会資本整備総合交付金事業において防雪柵（延長68.0m）を設置
- ・高さ3.7mの防雪ネットを4.0m間隔で建てた各支柱の間に設置
- ・防雪ネットが受ける風荷重に対して、奥行き0.5m、高さ0.9m～1.0mの断面のコンクリート製の基礎を防雪柵の全延長にわたって設置すれば構造上安全
- ・市は、防雪柵を延長方向に側面から見た図である断面図やこれに対して直角に正面から見た図である縦断面図等の図面、工事数量総括表等を作成し、工事を発注

### 検査の結果

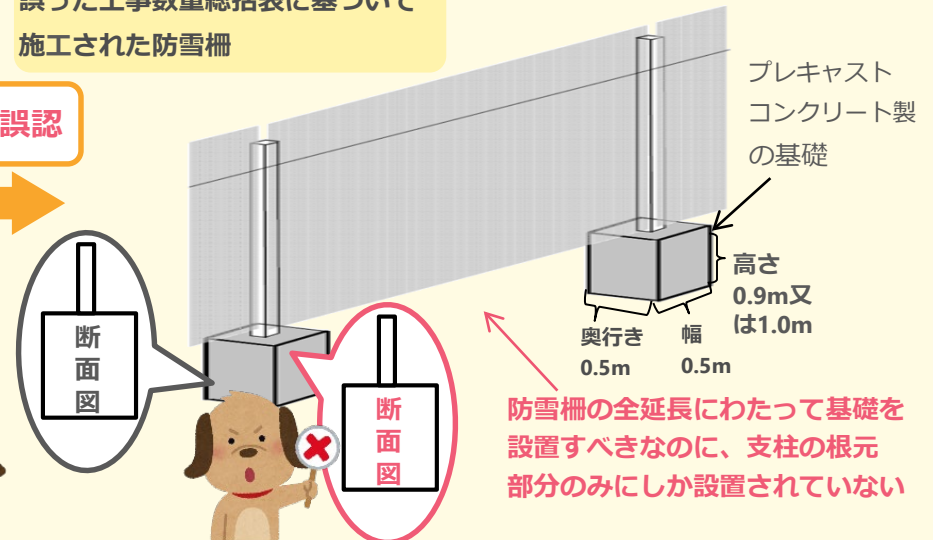
- 市は、工事数量総括表の作成に当たり、側面から見た断面図を正面から見た縦断面図と誤って認識し、全18本の支柱の根元部分のみに幅0.5m、奥行き0.5m、高さ0.9m又は1.0mのプレキャストコンクリート製の基礎を計18基設置

#### 図面等に基づく防雪柵



断面図を縦断面図と誤認

誤った工事数量総括表に基づいて  
施工された防雪柵



- 県は、防雪柵の基礎について、記載内容が図面と異なる誤った工事数量総括表に基づいて施工されていたのに、確認が十分でなかったことから、工事が設計図書どおり完了したとして、市に工事費を支払っていた
- 実際に設置された基礎の形状等を用いて設計計算を行ったところ、転倒に対する安全率が、設計計算上安全とされる安全率を大幅に下回っていた

## ⑦生活保護業務における情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会の実施状況（処置要求）

厚生労働本省

1億4379万円(指摘金額)

### 生活保護業務における情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会の概要

- ✓ 政府は、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に向けたシステム改修等の整備を実施
  - 行政機関同士が、情報提供ネットワークシステムを通じて、行政手続に必要な情報をやり取りすること（情報連携）などが可能になり、生活保護分野では、事業主体は、年金給付関係情報等について、他の機関の保有する情報の提供を求めること（情報照会）が可能に
- ✓ 厚生労働省は、生活保護システムと情報提供ネットワークシステムとを接続することなどを目的として、都道府県及び市町村（事業主体）に対して、生活保護システム等の改修に必要な経費等を対象に補助金を交付
  - 検査した32都道府県175事業主体における平成26年度から令和2年度までの国庫補助金相当額計12億3947万円

### 検査の結果

- ✓ 検査したところ、23都道府県の35事業主体において補助金を用いて生活保護システム等の改修を実施しているにもかかわらず、情報照会を全く実施していなかった
  - 23都道府県の35事業主体における国庫補助金相当額計1億4379万円
- ✓ 厚生労働省は、情報連携が活用されていない原因の詳細について把握しておらず、活用に向けて参考となる事例を把握するなど具体的な事業主体への支援を実施していなかった
- ✓ 情報照会を全く実施していなかった事業主体に対する都道府県の支援の状況を確認したところ、1県が1事業主体に対して支援を行っていたのみ

### 要求する処置

- ✓ 事業主体に対して、情報照会の実施に係る業務フローの確認及び見直しの必要性や情報照会の実施による業務上の利点等を示した通知等の内容を理解しやすく整理した上で、改めて周知
- ✓ 都道府県等に対して、事業主体における情報照会の実施状況の把握や、情報照会に係る研修を実施するなどの支援を行うよう改めて周知

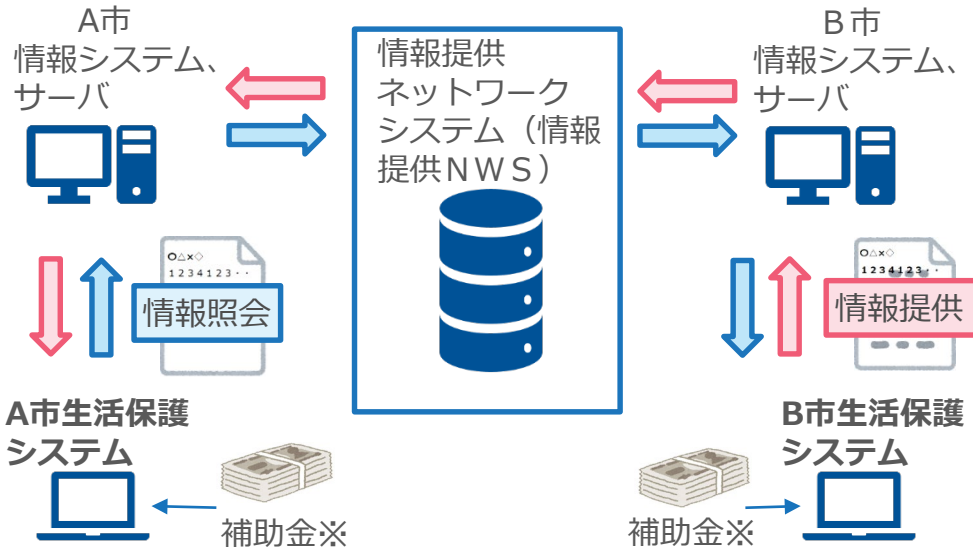


# ⑦生活保護業務における情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会の実施状況（処置要求）

厚生労働本省

1億4379万円(指摘金額)

## 事業主体における情報照会のイメージ図



※ 検査した32都道府県175事業主体における平成26年度～令和2年度の国庫補助金相当額計12億3947万円

👍 情報照会の実施により、事業主体の業務の時間や人員の削減

## 検査の結果

### 情報照会の実施状況

32都道府県の138事業主体は、当該事業主体の生活保護システムに適合する事務処理マニュアルを作成するなどして、職員に対して情報照会の利用を促しており、情報提供NWSを通じた情報照会を実施

一方

23都道府県の35事業主体は、補助金を用いて生活保護システム等の改修を実施しているにもかかわらず**情報照会を全く実施していなかった**

（理由：情報照会を行う手順や方法についての理解が十分でなかったため、厚生労働省が発出した通知等の内容について理解が十分でなかったため など）

国庫補助金相当額 計1億4379万円

### 情報照会の円滑な実施に係る支援等

厚生労働省は、情報連携が活用されていない原因の詳細について把握しておらず、活用に向けて参考となる事例を把握するなど**具体的な事業主体への支援を実施していなかった**

情報照会を全く実施していなかった事業主体に対する都道府県の支援の状況を確認したところ、1県が1事業主体に対して支援を行っていたのみ

## 要求する処置

- 事業主体に対して、情報照会の実施に係る業務フローの確認及び見直しの必要性や情報照会の実施による業務上の利点等を示している**通知等の内容を理解しやすく整理した上で、改めて周知すること**
- 都道府県等に対して、事業主体における**情報照会の実施状況の把握や、情報照会に係る研修を実施するなどの支援を行うよう改めて周知すること**

### DRシステムの概要

- ✓ 沖縄総合事務局（事務局）は、災害により沖縄総合事務局基幹LANシステムへの接続が不可能となった場合に使用する**DRシステム**を整備（支払金額相当額4306万円）
- ✓ DRシステムは、事務局内の各部（独自にバックアップ等を行っている経済産業部を除く）において、被災後にも必ず実施しなければならない業務（**非常時優先業務**）を行うため、①～③の機能を有する
  - ①非常時優先業務に必要な電子データを**ファイルサーバ**に保存する機能
  - ②**モバイルルータ**を使用してファイルサーバにアクセスする機能
  - ③**DRシステム用メール**を使用して職員間で連絡を取り合う機能

### 検査の結果

- ✓ 各部において、非常時優先業務に必要な電子データをファイルサーバに全く又は一部しか**保存していなかったり**、保存していた電子データが**最新のものとなっていなかったりしていた**
- ✓ モバイルルータを総務部で**一括して保管していたり**、DRシステム用メールの**アカウントを割り当てていなかったりしていた**
  - ➔ DRシステムは、被災時に非常時優先業務に使用できる状況になっていなかった

### 当局の処置

- ✓ 各部に、非常時優先業務に必要な電子データをファイルサーバに**保存すること**及び保存した電子データを定期的に確認するなどして**最新の状態にすることを周知**
- ✓ 総務部において、各部が非常時優先業務に必要な電子データをファイルサーバに保存していることを**定期的に確認**
- ✓ 各部に、あらかじめ**モバイルルータを配置し**、DRシステム用メールの**アカウントを割り当て**
  - ➔ DRシステムについて、被災時に非常時優先業務に使用できるよう改善した

## ⑧DRシステムの活用（処置済）

内閣府沖縄総合事務局

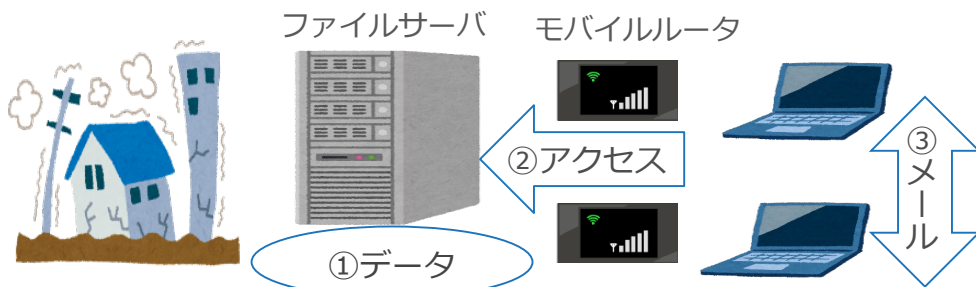
4306万円（指摘金額）

### DRシステムの概要

- ・基幹LANのバックアップとして、**DRシステム**を整備（支払金額相当額4306万円）
- ・被災後にも必ず実施しなければならない業務（**非常時優先業務**）のため、①～③の機能を有する

- ①非常時優先業務に必要な電子データを**ファイルサーバ**に保存する機能
- ②**モバイルルータ**を使用してファイルサーバにアクセスする機能
- ③**DRシステム用メール**を使用して職員間で連絡を取り合う機能

<被災時の使用イメージ>

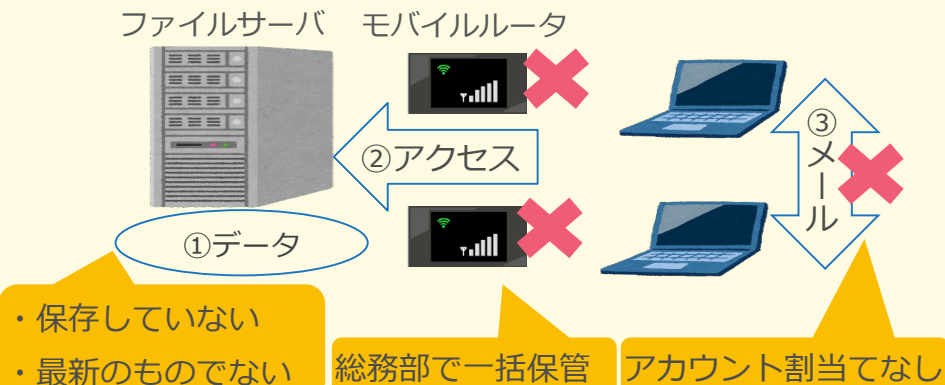


### 検査の結果

- ①非常時優先業務に必要な電子データをファイルサーバに全く又は一部しか**保存して**いなかったり、保存していた電子データが**最新のものとな**って**い**なかったりしていた
- ②モバイルルータを総務部で一括して保管していた
- ③DRシステム用メールの**アカウント**を割り当てて**い**なかった

被災時に非常時優先業務に使用できる状況になって**い**なかった

<実際の状況>



### 当局の処置

- ・各部に、非常時優先業務に必要な電子データをファイルサーバに**保存すること**及び保存した電子データを**最新の状態に**することを周知。総務部が、各部の状況を定期的に確認
- ・各部に、あらかじめ**モバイルルータ**を配置し、**DRシステム用メールのアカウント**を割り当て
- 被災時に非常時優先業務に使用できるよう改善した



## ⑨ 国営更新事業に係る附帯施設の機能保全計画の策定状況等の把握等（処置要求）

農林水産本省、9農政局等

4646億3666万(背景金額)

### 国営更新事業等の概要

- ✓ 農林水産省は、近年、既存のダム等の農業水利施設の更新等を行う事業（**国営更新事業**）を順次実施（国営更新事業により更新等した農業水利施設を**国営更新施設**）
- ✓ 都道府県等は、用排水路等の農業水利施設（**附帯施設**）の整備、更新等を実施
- ✓ **国営更新施設と附帯施設とが一体となって機能することにより、国営更新事業はその効果を発揮**
- ✓ 農業水利施設の機能保全対策について、従来は、施設の機能に支障が生じた後に対策を講ずる**事後保全**としていたが、適切な補修等の対策を執ることで耐用年数を効率的に延伸させる**予防保全**の手法を取り入れることにより、施設の長寿命化と**ライフサイクルコストの低減**を進める
- ✓ 「農業水利施設の機能保全の手引き」は、定期的な機能診断、**機能保全計画の策定等**を規定
- ✓ 都道府県等は、機能保全計画が策定されている附帯施設等のうち対策工事開始年度を経過した施設について、農政局等に対して対策工事の実施状況等を所定の様式（**把握様式**）により報告

### 検査の結果

- ✓ **国営更新事業86地区及び基幹的な附帯施設1,097施設**を検査
- ✓ 農政局等が報告させていた把握様式では、**附帯施設とそれ以外の区分欄がなく、附帯施設の機能保全計画の策定状況を把握できなかった**（機能保全計画が策定されていなかった附帯施設（489施設）に係る国営更新事業48地区、支出済額3987億3447万余円）
- ✓ **機能保全計画に基づく対策工事が実施されていない施設について、当該施設が附帯施設であって、劣化の状況が最適コストによる対策工事に対応可能な範囲内（最適コスト範囲内）にあることを都道府県等が確認しているかどうかを農政局等において把握していない**（対策工事開始年度を経過しているのに対策工事が実施されていなかった附帯施設（227施設）に係る国営更新事業37地区、支出済額2951億5911万余円）
- ✓ 機能保全計画が策定されず、対策工事が適切に実施されなければ、都道府県等における**対策工事に要する費用が増加し、国が負担する費用も増加**、また、仮に附帯施設の機能が失われるなどした場合には、**国営更新事業の効果を十分発揮できない**

### 要求する処置

- ✓ **把握様式を変更するなどして、農政局等が附帯施設に係る機能保全計画の策定状況を把握するための項目、附帯施設であることを確認できる項目、附帯施設の劣化の状況が最適コスト範囲内であることについて都道府県等が確認していることを把握するための項目等を設けること**
- ✓ 農政局等に対して、附帯施設の機能保全計画の策定状況を把握等すること、附帯施設の劣化の状況が最適コスト範囲内であることについて都道府県等が確認していることを把握等することを周知徹底すること
- ✓ 都道府県等に対して、**機能保全計画を策定することの目的やこれに基づき対策工事を行うことの必要性**を周知徹底等すること



## 管理、運営業務の概要

- ✓ 環境調査研修所は、研修所の管理及び運営に係る管理人業務、日常清掃業務及び研修生等受入準備清掃業務の3業務等を民間事業者<sup>①</sup>に請け負わせて実施  
(契約期間：平成30年度～令和2年度 契約金額：1億0704万円)
  - ①管理人業務：施設の管理運営、研修生・講師の入退所に係る事務等を行う
  - ②日常清掃業務：研修所の本館、実習棟等の清掃作業を研修が実施される平日に行い、宿泊棟は研修が実施された週の土曜日<sup>②</sup>も行う
  - ③研修生等受入準備清掃業務：研修終了日直後の土曜日に宿泊棟の宿泊室の清掃等を行う
- ✓ 研修所は、入札時において、入札参加者に過去の研修日程を示しており、これが契約金額の算定の基礎となっている
- ✓ 環境省は「請負契約（役務等）の契約事務手続きマニュアル」を策定しており、**おおむね契約金額1000万円以上の業務で、減要因になる変更額が100万円を超える場合には、減額の変更契約を行う**

## 検査の結果

- ✓ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、**研修が全く行われていなかった**
- ✓ このため、契約金額の算定の前提としていた**過去の研修日程に基づく業務量と実際の業務量に著しい差異が生じていた**
  - ①管理人業務については、研修が実施される平日（162日間）の**日中に管理人を2名及び同夜間に1名配置して実施することとしていたが、日中は1名の配置となっており、夜間には配置されていなかった**
  - ②日常清掃業務のうち宿泊棟の清掃については、研修期間内の土曜日（26日間）に清掃員を**3名配置して実施することとしていたが、全く実施されていなかった**
  - ③研修生等受入準備清掃業務については、研修直後の土曜日（32日間）に清掃員を**2名配置し実施することとしていたが、全く実施されていなかった**
- ✓ 研修所は、契約金額を減額する契約変更を行わず**契約金額の全額を請負業者に支払っていた**（過大となっていた契約金額1070万円）

## 発生原因







- ✓ 契約金額の算定の前提としていた**業務量と実際の業務量に著しい差異が生ずる場合に、契約金額を変更する変更契約を行う必要性についての認識が欠けていた**

## 管理及び運営業務等の概要

- ✓ 環境調査研修所は、研修所の管理及び運営に係る3業務等を民間事業者に請け負わせて実施（契約期間：平成30年度～令和2年度 契約金額：1億0704万円）
- ✓ 研修所は、入札時において、入札参加者に過去の研修日程を示しており、これが契約金額の算定の基礎となっている
- ✓ おおむね契約金額1000万円以上の業務で、減要因になる変更額が100万円を超える場合には、減額の変更契約を行う（請負契約（役務等）の契約事務手続きマニュアル）

## 検査の結果

- ✓ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、**研修が全く行われていなかった**
- ✓ このため、契約金額の算定の前提としていた**過去の研修日程に基づく業務量と実際の業務量に著しい差異**が生じていた

業務内容	契約金額の算定の前提	実際の業務
① 管理人業務 研修生・講師の入退所の事務	管理人を <b>2名</b> 配置 (夜間は1名) ×162日間 	✓ 管理人を <b>1名</b> 配置 (夜間は配置せず) 
② 日常清掃業務 宿泊棟の清掃	清掃員を <b>3名</b> 配置 ×26日間(研修期間内の土曜日) 	✓ 全く実施せず 
③ 研修生等受入準備清掃業 宿泊棟の宿泊室の清掃	清掃員を <b>2名</b> 配置 ×32日間(研修直後の土曜日) 	✓ 全く実施せず 

- ✓ 研修所は、契約金額を減額する契約変更を行わず**契約金額の全額を請負業者に支払っていた**（過大となっていた契約金額1070万円）

## 発生原因

契約金額の算定の前提としていた業務量と**実際の業務量に著しい差異が生ずる場合に、契約金額を変更する変更契約を行う必要性についての認識が欠けていた**

## 給食業務等の概要

- ✓ 陸上自衛隊は、駐屯地内に居住する自衛官等に対し食事を支給するため、各駐屯地内に食堂を設置
- ✓ 食堂内での調理及び配食並びに食器洗浄及び清掃作業を部外委託にて実施
- ✓ 部外委託に際しては、各駐屯地において食数等を踏まえ、市場価格調査を行ったり、公刊資料等から賃金単価を採用したりして予定価格を積算の上、入札を実施し請負事業者を決定

## 検査の結果

- ✓ 陸上幕僚監部は、給食業務等の標準仕様書等は定めていたが、人件費の賃金単価等について統一的な基準を示すことが困難であるとして、**予定価格の積算方法等**を示していなかった
- ✓ 38駐屯地106契約を検査したところ、**10駐屯地(※)計21契約**で予定価格の積算が適切に行われていない事態が見受けられた
  - 土日及び祝日に係る勤務の実態が反映されていなかったもの**
    - ・ 土日及び祝日を、労基法で賃金の割増が必要とされている法定休日と誤認し、賃金単価を一律に割増（3駐屯地）
    - ・ 土日及び祝日の朝は食器洗浄等の作業は生じていないのに費用を計上（4駐屯地）
  - 社会保険料等の計上等が適切に行われていなかったもの**
    - ・ 健康保険、厚生年金保険及び介護保険の算定において労働者負担分を計上するなどの誤り（5駐屯地）
    - ・ 採用した賃金単価には通勤手当が含まれていたのに別途通勤手当を計上（3駐屯地）

(※)複数の事態が見受けられた駐屯地があるため、駐屯地数の合計は、これと一致しない

## 当局の処置

- ✓ 陸上幕僚監部は各駐屯地等に対して通達等を発して以下の事項を周知
  - ・ 予定価格の積算に当たって計上する項目、算定方法及び留意事項など、**標準的な積算方法**
  - ・ 誤りやすい計算等の例示や**チェックリスト**を定めることで**具体的な確認事項**
  - ・ **市場価格調査の様式及び予定価格調書の様式**



## 給食業務等の概要

各駐屯地には、自衛官等に食事を支給するため**食堂**が設置されており、以下の業務を部外委託して運営

### 給食業務

各駐屯地等で用意した献立及び食材を用いて、調理及び配食を行わせる業務。



### 食器洗浄等業務

- ・食器等の洗浄業務
- ・食堂内の清掃業務



## 検査の結果

○陸上幕僚監部では、予定価格を積算するための**積算基準等は定めておらず**、各駐屯地がそれぞれの判断で必要な費用を計上して予定価格を作成

○上記を踏まえ38駐屯地で給食業務等の予定価格を検査したところ、**10駐屯地**で以下のような事態が見受けられた  
**土日及び祝日に係る人件費の算定が実態を反映していなかったもの**

### 賃金を一律に割増

→作業従事者は**シフト勤務**をするため、労基法上で賃金を割り増す必要がある法定休日に必ずしも当たるわけではない

(例) 990円→**1,336円 (1.35倍)**

月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	990				1,336			990				1,336	

イメージ図 └─ 休日勤務としてとして割増 ─┘

### 勤務実態のない食器洗浄等を計上

→土日及び祝日の朝は、おにぎりやパンを配布する形式で、**食器及び食堂はほとんど使用されず**、シフト表を確認すると勤務も昼時間帯からとなっていた



### 社会保険料等の計上等を適切に行っていなかったもの

#### 社会保険料等について・・・

- ・労使で折半することなく、労働者負担分まで計上
- ・料率の桁数や、数量を誤って算定

通勤手当を含む賃金単価※を採用していたのに、別途通勤手当を計上

※賃金構造基本統計調査（厚労省公表）より

### 当局の処置

陸上幕僚監部は、各駐屯地等に対し**予定価格の標準的な積算方法、具体的な確認事項等**を周知

## ⑫ 随意契約により契約の相手方を決定する際の契約手続(処置済)

### 契約手続 の概要

- ✓ 両法人の会計規則等に定めるところにより、売買、賃借、請負等の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより一般競争入札によらなければならない
- ✓ ただし、①契約の性質又は目的が競争を許さない場合、②緊急の必要により競争に付することができない場合、③予定価格が500万円を超えない場合等は、随意契約によることができる
- ✓ 随意契約による場合は、契約の相手方となるべき者が他にいないときなどを除き、競争性を確保するため、なるべく**2者以上から見積書を徴して、最も有利な価格の見積書の提出者を契約の相手方とする**
- ✓ 随意契約により契約の相手方を決定するに当たっては、契約担当職員は、見積書等の関係書類を添付して、契約担当役等まで決裁手続を行う

### 検査の 結果

- 農工大140件（契約金額計5億3295万円） 信州大12件（同計2658万円） 計152件（同計5億5953万円）の契約
- ✓ 契約担当職員等は、契約の相手方として想定する**特定の取引業者**（以下「特定の取引業者」）に**依頼して他者の見積書を特定の取引業者から入手したり、他者の見積書を特定の取引業者が自主的に提出したとしてそのまま受領したりし、契約担当役等は、当該見積書等を基に特定の取引業者を契約の相手方に決定**
  - ✓ このような契約手続は、**特定の取引業者が自らの見積価格を上回る見積価格とした他者の見積書を入手して提示したり、特定の取引業者が他者の見積価格を知った上で自らが提示する価格を設定したり**することを可能とするものであって、**競争性や経済性が確保されていないもの**

農工大の1件の契約（契約金額438万円）

- ✓ **契約時には1者からしか見積書を徴しておらず、競争性や経済性を確保することなく契約の相手方を決定**
- ✓ **契約の履行完了後に、契約の相手方及び他の2者の見積書を当該契約の相手方を通じて受領して、これらを用いて契約時に3者からの見積書に基づき契約の相手方を決定したかのように偽って関係書類を作成**

### 当局の 処置

- ✓ 両法人は、令和4年4月から9月までの間に、職員に対して通知を発して、**見積書を発行した業者それぞれから直接見積書を徴するなどして競争性及び経済性を確保することの重要性等を周知徹底**
- ✓ 両法人は、4年8月以降、**見積書の入手方法を明らかにした上で決裁手続を行い、これに基づき契約担当役等が契約の相手方を決定する仕組みを導入**
- ✓ 農工大は、4年4月から8月までの間に、**会計規則等の規定を遵守し、事実上即して適正に手続を行うよう周知徹底**

## ⑫ 随意契約により契約の相手方を決定する際の契約手続(処置済)

### 契約手続の概要

2者以上から見積書を徴することとされているのは、競争性の確保などのため

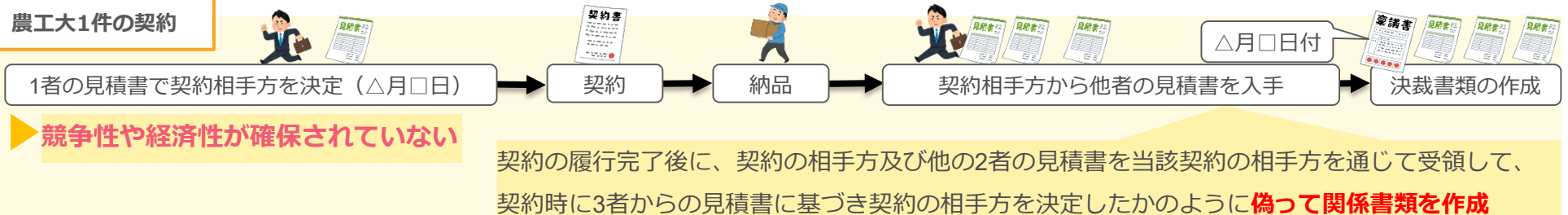


### 検査の結果

#### 農工大、信州大の計152件の契約



#### 農工大1件の契約



### 当局が講じた処置

- 見積書を発行した業者それぞれから直接見積書を徴するなどして競争性及び経済性を確保することの重要性等を周知徹底
- 見積書の入手方法等を明らかにした上で決裁手続を行い、これに基づき契約担当役等が契約の相手方を決定する仕組みを導入
- 会計規則等の規定を遵守し、事実即して適正に手続を行うよう周知徹底



## 事業の概要

- ✓ 特定地域中小企業特別資金事業(特定地域事業)は、東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所等における事故により**移転を余儀なくされている中小企業者等**(移転中小企業者等)に対して、その**事業の継続又は再開**の用に供する土地、建物等の取得、整備等の**ために必要な資金や運転資金を貸し付ける事業**
- ✓ 特定地域事業を行う公益財団法人福島県産業振興センター(センター)に必要な資金を無利子で貸し付ける**福島県に対して、その貸付け(県貸付金)に係る資金の一部を、(独) 中小企業基盤整備機構(機構)が無利子で貸し付け(機構貸付金。貸付金額計703億円)**

## 検査の結果

- ✓ 貸付事業における新規の貸付件数は、事業が開始された平成23年度に比べて24年度以降大きく減少し令和3年度は1件。貸付原資393億円のうち、一度も貸付けに活用されずにセンターが保有している額は237億円
- ✓ 管理事業における事務費、貸倒引当金等に充当するための基金の運用収入等に係る未使用額は24億円
- ✓ 以上の237億円と24億円から今後見込まれる貸付額や事務費等を除いて試算した結果、218億円はセンターにおいて使用見込みがなく、機構貸付金ベースでの**使用見込みのない金額は217億円**
- ✓ **県貸付金の規模の見直しは、貸付実施期間の終了日の属する年度末(当初は平成24年3月)等に行うこととなっていたが、貸付実施期間が毎年度延長されていて、結果としてこれまで行われていない**
- ✓ **中小企業庁及び機構は、県から毎年度末提出される資料により、貸付需要の減少や新たな補助金(※)の交付開始等、制度をめぐる環境の変化を把握できていたにもかかわらず、県と協議するなどして県貸付金の規模の見直しを行っていなかった** (※) 福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金

## 要求する処置

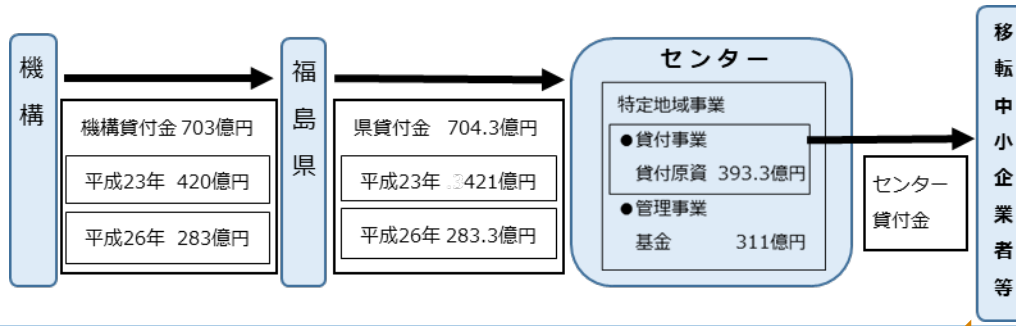
- 使用見込みのない機構貸付金の額の償還を受けて機構が実施する事業に活用することなどができるよう、
- ✓ 県貸付金の規模の見直しを行い、**使用見込みのない機構貸付金の額を算出して償還するよう、福島県に対して求めること**
  - ✓ **県貸付金の規模の今後の見直しについて、貸付実施期間の終了前にも福島県における見直しが定期的に行われたり、貸付実績等や制度をめぐる環境の変化に応じて機構が福島県に見直しを求めたりすることを規定することにより、今後も適時に見直しが行われるようにすること**

# ⑬ 特定地域中小企業特別資金事業に係る貸付金の規模 (処置要求)

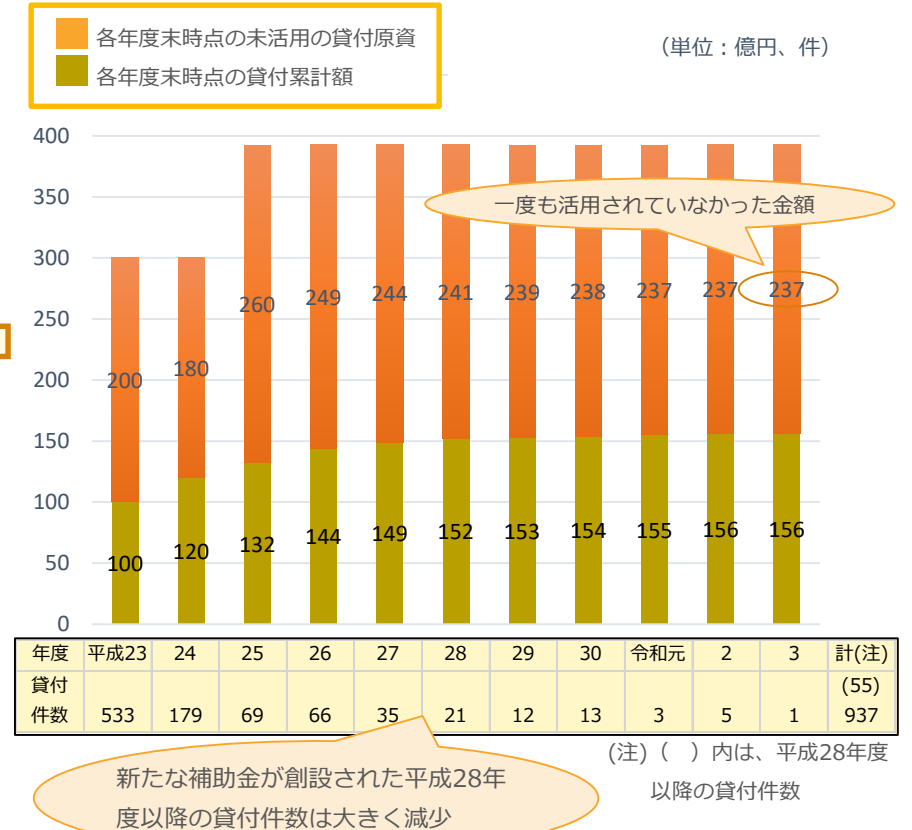
中小企業庁、(独)中小企業基盤整備機構本部

217億8227万円(指摘金額)

## 貸付金の概要



## 貸付金の実績等



## 検査の結果

- ・ 県貸付金の規模の見直しは、結果としてこれまで行われていなかった
- ・ 県による貸付需要の見込みは(28年度以降は特に)減少していたが、機構等はこれを把握しながら、県と協議するなどして規模の見直しを行っていなかった
- ・ 今後の必要額を試算した結果、**使用見込みのない額は217億8227万円(機構貸付金見合い)**



要求する処置

- 使用見込みのない機構貸付金の額を算出して償還するよう、福島県に対して求めること
- 貸付実施期間の終了前にも福島県における見直しが定期的に行われたり、貸付実績等や制度をめぐる環境の変化に応じて機構が福島県に見直しを求めたりすることを規定することにより、**今後も適時に見直しが行われるようにすること**

御視聴ありがとうございました。

